

お申込みにあたってご確認いただきたいこと

本申込みにあたっては、中国電力ネットワーク株式会社（以下、「中国電力NW」といいます。）の託送供給等約款が定める発電者に関する事項を遵守いただき、同社宛の「系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書兼お客さま工事票」もしくは「系統連系およびアンシラリーサービス契約申込書」もあわせてご提出ください。

また、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、にチェックのご記入をお願いします（チェックがない場合、お申込みをお受けできません。）。

以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力との契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力によって解除されることに同意します。

- (1) 中国電力もしくは中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合
- (2) F I P制度において、発電量調整供給契約の締結から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの事業計画認定を取得しない場合、もしくは事業計画認定の効力が無効となった場合
- (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると中国電力が認めた場合を除きます）
- (4) 中国電力もしくは中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにも関わらず、これに応じない場合
- (5) 再エネ特措法施行規則に定める特定契約の締結を拒むことができる正当な理由に該当する場合

発電設備等を変更される場合の中国電力へのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合*は、必ず所定の様式により中国電力へお申し込みください。
※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など
- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定、事前変更届出または事後変更届出に該当する場合、あわせて当該変更について国へ申請または届出をしてください。
なお、本発電設備の内容が事業計画認定と相違している場合、中国電力は再エネ特措法にもとづく買取はできません。

購入電力量・購入電力料金のお知らせ方法について

電気需給契約と電力受給契約が同一場所で、電気需給契約の支払者が「ぐっとずっと。クラブ」会員である場合、中国電力からの購入電力量・購入電力料金のお知らせが「ぐっとずっと。クラブ」サイトにおいて提供されることがあります（詳細は、中国電力の「ぐっとずっと。クラブ」会員規約をご確認ください）。

（ご契約者さま情報の取扱い）

中国電力が取得・保有する個人情報については、電力受給契約および付随する契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、電力設備・資産等の形成・保全、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関するダイレクトメール・電話・訪問等によるご案内、アンケートの実施、非化石価値等の利用・管理および法令等による国・関係機関への届出、その他これらに付随する業務に利用いたします。

なお、個人情報のお取扱いについては、中国電力ホームページをご確認ください。

（中国電力記入欄）

受付日	年 月 日	(メモ欄)
契約番号	— —	

課長	副長	担当
----	----	----

（次頁もご確認ください）

お申込みに必要な添付書類

- 「2：新規契約（既設設備使用）」もしくは「5：他社からの売電先変更」の場合は、お申込みいただく発電設備の所有もしくは売電する権利を確認するため、以下の書類を添付してお申込みください（個人番号が記載されていない様式としてください）。

【必要書類】 設備の所有もしくは売電する権利を証する書類

①土地登記簿謄本

および

②印鑑証明書

もしくは

③旧所有者（旧売電権利者）と取り交わした譲渡契約書 または 譲渡証明書

不動産売買／賃貸借契約書 等

および

②印鑑証明書（契約当事者双方）

※ 全資料について、写しも可（ただし、3か月以内に発行している原本の写しであること）。

※ 発電設備（建物の屋根に設置した太陽光発電設備等）は建物附属設備として認められないため、発電設備も含めて所有（売電する権利）した旨の明示が必要（任意書類）。